こちら119

発行　久留米広域消防本部
三井消防署
☎72−5101(代)

救急車の適正利用について

その救急車、本当に必要ですか？

救急車の出動件数は、年々増加しています。その中には、緊急性がないのに救急車を要請するケースも増え、本当に救急車が必要な場合の対応に支障が出るおそれがあります。

みなさんの意識で「尊い生命」を救ってください。

119番通報をすると、通報された場所に最も近い救急車が出動することになりますが、同じ地域で救急車の要請が重なると、遠い場所からの出動となり、災害現場までの到着時間が長くなり、1分1秒を争う生命に危険がある傷病者を待たせてしまうような事態が発生することになります。

『尊い生命』を救うためには、救急車の適正利用が必要です。

事故や急病で救急車以外に搬送の手段がなく、緊急に病院へ搬送しなければならないような場合は、迷わずに119番通報をしてください。

「PA連携」について

PA連携とは、消防車（Pumper）と救急車（Ambulance）が同時出動し、相互に連携して救急活動を行うもので、双方の頭文字から「PA」と呼ばれています。

久留米広域消防本部では、患者さんを迅速・安全に搬送するため、救急現場に消防車を同時に出動させる場合があります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

消費生活相談室

果物などの悪質訪問販売にご注意ください

訪問販売で果物などを法外な価格で買わされたという相談が日本各地で発生しています。リンゴやみかんなどの果物を産地から直接販売に来ていると告げ味見をさせた後、法外な価格で買わせたり強引に大量に買わせるという手口です。断ると居直るなどして恐怖感を与え、購入せざるを得ない状況にします。12月の特定商取引法の改正で食品の訪問販売も法の規制対象となりましたが、現金で3千円に満たない取引はクーリング・オフの対象外ですし、そもそもこのような業者は連絡先などを示す書類は置いていかないことが多いため、解約したくても出来ないというのが実情のようです。

アドバイス

被害にあってしまうと、払ったお金を取り戻すのは容易ではありません。断っても帰らないなどの行為があれば、お金を渡してしまう前に警察に連絡したり近所の人に来てもらうなどしましょう。

小郡市消費生活相談室

▶窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日／午前9時～正午、午後1時～4時

▶問い合わせ先
小郡市消費生活相談室
☎72-2111内線144